



## (注意事項)

- 1 請求者が不当な目的によることが明らかなき又は、閲覧により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれのあるときは、請求に応じられません。(住民基本台帳法第11条の2第8項)
- 2 偽り、その他不正な手段によって閲覧を行ったときは、30万円以下の過料に処せられます。(住民基本台帳法第50条)
- 3 閲覧の請求に際しては、別途誓約書に記名押印した誓約書を提出してください。
- 4 閲覧者の守るべき事項を記載した同意書に記名押印し提出してください。
- 5 申出事由を明らかにする観点から、申出事由に係る調査や案内等の概要がわかる資料(どういった成果物を予定しているかを含む)、閲覧者の本人確認ができる書類、閲覧に関する委託契約書又は法人登記簿等の提出がない場合は、申出に応じられません。
- 6 特別な請求がない限り、ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者で支援措置を講じているものを含まない申出であるとみなします。
- 7 閲覧終了後、閲覧により個人情報を転記した内容について、確認を行うためコピーを取ります。